

記入例（通学形態変更届）

提出前に記入漏れや誤記入がないか確認のうえ、記入後は速やかにご提出ください。

④自宅外通学要件及び提出書類の確認

・送付状裏面の「自宅外通学要件確認チャート」で自身の該当する区分（C～Gの内一つ）を確認し、送付状の欄内で、該当する区分左横の□に✓してください。

⑤自宅外への入居日

・賃貸契約書の「契約期間」欄に記載してある契約開始日を記入してください。

⑥契約期間

・賃貸借契約書の「契約期間」欄に記載の期間をそのまま転記してください。

⑦家賃・寮費発生年月日

・基本的に、契約期間開始日の日付を記入してください。ただし、次の例に該当する場合は、「フリーレントにより、左に記載の年月日から家賃・寮費発生」に☑した上で、実際に家賃負担が発生した年月日を記載してください。

（例）契約開始日が2025年3月中の日付であるが、家賃の負担が2025年4月分からの場合
⇒2025年4月1日と記入

⑧自宅外住所

・賃貸借契約書の「所在地」欄に記載の住所を転記してください。また、棟名や号室まで必ず記入してください。

【給付様式35】

通学形態変更届（自宅外通学）

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

給付

奨学生・予約採用候補者→学校
→自宅外センター

①提出日

・記入した日を記入してください。

②氏名

・氏名は必ず奨学予定者ご自身で記入してください。

③採用候補者決定通知登録番号

・進学する前に進学予定の学校を通じて提出する場合は「令和7年度大学等奨学生採用候補者決定通知」に記載してある「登録番号」を記入してください。

⑨生計維持者（現住所）

・高等学校等で予約採用の申請時に、スカラネットで入力した生計維持者①・②の情報を記入してください。

※例年、父母2名を生計維持者として登録しているにも関わらず、父（または母）の情報のみ記入し提出される例が多数見受けられます。
記入漏れのないよう十分注意してください。

⑩キャンパス住所

・全学部生が必ず以下の五福キャンパス住所を記入してください。

〒930-0887 富山県富山市五福3190

⑪自宅外要件

・自身が該当する要件の欄に☑してください。

黒い太枠内は正確に、もれなく記入し、学校に提出してください。未記入の場合は不備返送となります。

学校名	富山大学	学年	1	年
学部・学科 (過程・研究科)	人文学部・人文学科			
姓 学 生 番 号		③ 採用候補者決定通知登録番号		
この赤枠内、 記入不要	又は	この赤枠内、 記入不要	日	

■ 通学形態変更 自宅通学 → 自宅外通学

④ 自宅外通学要件 及び提出書類の確認	自宅外通学要件確認チャート」を確認し、以下の「対象区分」に該当することを確認 (該当する「対象区分」に☑を記入し、証明書類を添付) ☐ A ☐ B ☐ C ☐ D ☒ E ☐ F ☐ G	
⑤ 自宅外への入居日	西暦 20 25 年 4 月 1 日	入居 ☒ 入居月(または採用決定月)から届出日(注1)まで3か月以内→入居日の属する月が変更始期(注2) ☒ 入居月(または採用決定月)から届出日(注1)まで3か月経過→届出日の属する月が変更始期(注2)
⑥ 契約期間	西暦 20 25 年 4 月 1 日 ~ 西暦 20 27 年 3 月 31 日	
⑦ 家賃・寮費発生年月日 (注3)	西暦 20 25 年 4 月 1 日	いずれかに該当する場合☑を記入 ☐ フリーレントにより、左に記載の年月日から家賃・寮費発生 ☐ 住所変更はないが左に記載の年月日から自宅外要件に該当
⑧ 自宅外住所	〒930-0874 富山県富山市寺町1234-1 富山ハイツ ○棟 ○○○号室	
⑨ 生計維持者①(現住所)	生計維持者(続柄: 父) 氏名: 立山 太郎	〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町8-3-13
⑨ 生計維持者②(現住所)	生計維持者(続柄: 母) 氏名: 立山 花子	〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町8-3-13
⑩ キャンパス住所	〒930-0887 富山県富山市五福3190	
⑪ 自宅外要件	下記①～④に当てはまるかどうか☑を記入してください。 ①～④に当てはまらず特別な理由がある場合は、⑤その他の詳細欄に記入をしてください。	
⑤ ①～④に当てはまらない場合は学業との関連で実家からの通学が困難な事由を詳細欄に記入してください。	① 実家から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上(目安) ☒	
② 入寮義務がある場合は、⑤の詳細に「入寮義務有」と記入してください。	② 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安) ☒	
	③ 実家から大学等までの通学費が1万円以上(目安) ☒	
	④ 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下(目安) ☐	
	⑤ ①～④に当てはまらない特別な事情 詳細: ☐	

(注1)自宅外通学に係る証明書が学校に提出された日(様式右上「提出日」)となります。

(注2)自宅外通学の変更始期として認められるのは自宅外要件を満たし、かつ給付奨学金の支給始期年月以降となります。支給始期年月より前に遡ることはありません。

(注3)家賃・寮費発生年月日は支払日・口座振替日ではありません。(例:2025年4月1日から2026年3月31日までの契約期間で、家賃が4月1日から発生している場合は2025年4月1日を記入。)

・通学形態変更に基づき、給付月額および第一種奨学金貸与月額を変更します。

・第一種奨学金の貸与月額については、法令等の規程に基づき増額又は減額(減額あるときは機構の定める額)にします。

・選択可能な月額に変更したい場合は、第一種奨学金貸与月額変更願(届)(貸与様式2-1又は貸与様式2-2)で願(届)出してください。

・通学形態変更による第一種奨学金貸与月額の増額に伴い、第一種奨学金の「変更後の借入金額(予定・総額)」が返還誓約書に印字の借入金額を上回る場合は、後日、「貸与奨学金増額同意書」の提出が必要になります。(学校を通じてお渡します。)

記入不要

自宅外通学に係る証明書類の添付が必要です。

自宅外通学要件確認チャート」のいずれかの「対象区分」に該当することを確認し、該当する書類を本届にホチキス留めして提出してください。 ※提出された書類は返却しません。

学校確認欄 (☑を記入)	以下の「対象区分」に該当し、必要書類が添付されていることを確認済 ☐ A ☐ B ☐ C ☐ D ☐ E ☐ F ☐ G		
電話番号(担当者名)	学校番号	区分	
-	-		
()			

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複支給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。